

資料2

1月28日 食品衛生分科会

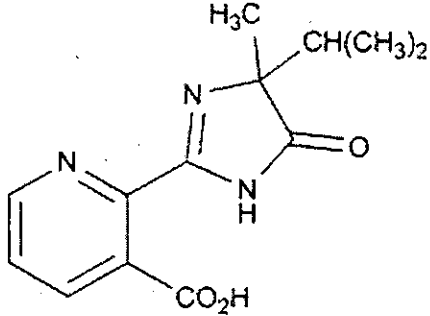
報告事項に関する資料

(6) 報告事項

① 農薬等

- ・ イマザピル(暫定基準の見直し+インポートトレランス申請) 1
- ・ カスガマイシン(暫定基準の見直し+インポートトレランス申請) 4
- ・ ジフルフェニカン(暫定基準の見直し) 8
- ・ トリフルミゾール(暫定基準の見直し+魚介類への基準値設定) 14
- ・ ピラゾスルフロンエチル(暫定基準の見直し) 21
- ・ フルアジナム(暫定基準の見直し+インポートトレランス申請+適用拡大申請) 24
- ・ フルオルイミド(暫定基準の見直し+適用拡大申請) 29
- ・ ホサロン(暫定基準の見直し+適用拡大申請) 34
- ・ ジクラズリル(暫定基準の見直し+インポートトレランス申請) 39

イマザピル (Imazapyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	イミダゾリノン系除草剤である。分岐鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）の植物体内での生合成酵素であるアセトヒドロキシ酸合成酵素を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	だ이지/Alexander grass、Jamaican crabgrass 等										
我が国の登録状況	国内登録はされていない。										
諸外国の状況	2013年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はとうもろこし、小麦等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆、畜産物等に、カナダにおいてなたね、畜産物等に、オーストラリアにおいて小麦、とうもろこし等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量(ADI) 2.8 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 280 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イマザピルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1624 1444 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.2										
意見聴取の状況	<p>平成26年11月10日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成26年11月28日~平成27年1月27日WTO通報を実施</p> <p>平成27年1月8日~平成27年2月6日パブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
大豆	5		IT		3	ブラジル
小豆類	0.3			0.3		【<0.05-3.0 (n=24) (ブラジル)】
ひまわりの種子	0.08			0.08		
なたね	0.05	0.05		0.05		
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05	0.05	米国
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	米国
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.05	米国
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.2	0.1		0.05	0.2	米国
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.1		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	米国
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01	0.01	米国
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		
魚介類(さけ目魚類に限る。)		1				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		1				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		1				
魚介類(その他の魚類に限る。)		1				
魚介類(貝類に限る。)		0.1				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

推: 推定される残留量であることを示す

イマザビル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
とうもろこし	0.05
大豆	5
小豆類 ^{注1)}	0.3
ひまわりの種子	0.08
なたね	0.05
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注3)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注4)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

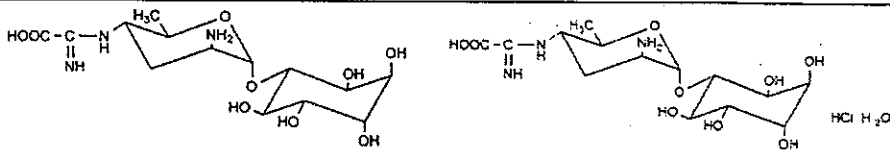
注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

カスガマイシン (Kasugamycin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>カスガマイシン (参考) カスガマイシン塩酸塩</p>										
用途	農薬/殺菌剤 (抗生物質)										
作用機構	アミノグルコシド系の殺菌剤である。リボソームの 30S サブユニットに接合し、タンパク質の生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/いもち病、キウイフルーツ/かいはよう病 等										
我が国の登録状況	稲、キウイフルーツ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において果菜類、カナダにおいて果菜類、仁果類等、ニュージーランドにおいてキウイに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.094 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.43 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: カスガマイシンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1451 1439 1680"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	2.2	幼小児 (1~6 歳)	4.6	妊婦	1.8	高齢者 (65 歳以上)	2.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	2.2										
幼小児 (1~6 歳)	4.6										
妊婦	1.8										
高齢者 (65 歳以上)	2.4										
意見聴取の状況	平成 26 年 12 月 5 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 12 月 18 日~平成 27 年 2 月 15 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 1 月 8 日~平成 27 年 2 月 6 日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう)	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
大豆	0.04	0.04	○			<0.04, <0.04(種子処理のみ)
小豆類	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04(あずき)
えんどう	0.04	0.04	○			(大豆参照)(種子処理のみ)
そら豆	0.04	0.04	○			(大豆参照)(種子処理のみ)
らっかせい		0.04				
その他の豆類	0.04	0.04	○			(大豆参照)(種子処理のみ)
ばれいしょ	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
てんさい	0.2	0.05	○			<0.05(#), <0.05(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
キャベツ	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
芽キャベツ	0.2	0.05	○			<0.04, <0.04
きょうな		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04(なばな)
ごぼう	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
ねぎ(リーキを含む)	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04(葉ねぎ)
にんにく	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
にんじん	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
セロリ		0.04				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト	0.2	0.03	○・IT		0.1 カナダ	<0.03, <0.03 【<0.04-0.0728(#)(n=20)(米国)】
ピーマン	0.2	0.04	○・IT		0.1 カナダ	<0.04, <0.04 【<0.04-0.0588(n=9)(米国)】
なす	0.1		IT		0.1 カナダ	【米国トマト、ピーマン、とうがらし参照】
その他のなす科野菜	0.2	0.05	○・IT		0.1 カナダ	<0.04, <0.04(とうがらし) 【<0.04-0.0836(n=7)(とうがらし)(米国)】
きゅうり(ガーキンを含む)	0.2	0.05	○			<0.05(#), <0.05(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む)		0.05				
すいか	0.2	0.05	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
その他のうり科野菜		0.05				
オクラ	0.2	0.05	○			<0.04, <0.04
しょうが		0.05				
未成熟えんどう	0.04		○			<0.04, <0.04(種子処理のみ)
未成熟いんげん	0.04		○			<0.04, <0.04(種子処理のみ)
えだまめ	0.04		○			<0.04, <0.04(種子処理のみ)
その他の野菜	0.04	0.05	○			(未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ参照)(種子処理のみ)

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.2	0.05	○			<0.05(#), <0.05(#)
なつみかんの果実全体	0.2	0.05	○			<0.05(#), <0.05(#)
レモン	0.2	0.05	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.05	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.2	0.05	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.2	0.05	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.05	○			<0.05(#)(すだち)/<0.05(#)(かぼす)
りんご	0.2		IT		0.2 カナダ	【<0.01-0.068(n=21)(米国)】
日本なし	0.2	0.04	○・IT			【米国りんご、西洋なし参照】
西洋なし	0.2	0.04	○・IT		0.2 カナダ	【0.050(#)-0.166(#)(n=7)(米国)】
マルメロ	0.2		IT		0.2 カナダ	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.2	0.04	○			<0.04(#), <0.04(#)
もも	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
うめ	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
キウイ	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
その他の果実	0.2	0.05	IT		0.2 カナダ	【米国りんご、西洋なし参照】
くるみ	0.04		IT	0.04	カナダ	【<0.04-0.04(n=3)(米国)】
茶	0.2	0.04	○			<0.04, <0.04
その他のスパイス	0.2	0.05	○			<0.05(#), <0.05(#)(みかん果皮)

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

カスガマイシン

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)		0.2
大豆		0.04
小豆類 ^{注1)}		0.2
えんどう		0.04
そら豆		0.04
その他の豆類 ^{注2)}		0.04
ばれいしょ		0.2
てんさい		0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2
はくさい		0.2
キャベツ		0.2
芽キャベツ		0.2
ブロッコリー		0.2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}		0.2
ごぼう		0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.2
たまねぎ		0.2
ねぎ(リーキを含む。)		0.2
にんにく		0.2
にんじん		0.2
トマト		0.2
ピーマン		0.2
なす		0.1
その他のなす科野菜 ^{注4)}		0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2
すいか		0.2
メロン類果実		0.2
オクラ		0.2
未成熟えんどう		0.04
未成熟いんげん		0.04
えだまめ		0.04
その他の野菜 ^{注5)}		0.04
みかん		0.2
なつみかんの果実全体		0.2
レモン		0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2
グレープフルーツ		0.2
ライム		0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}		0.2
りんご		0.2
日本なし		0.2
西洋なし		0.2
マルメロ		0.2
びわ		0.2
もも		0.2
うめ		0.2
キウイ		0.2
その他の果実 ^{注7)}		0.2
くるみ		0.04
茶		0.2
その他のスパイス ^{注8)}		0.2

ジフルフェニカン (Diflufenican)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	フェノキシニコチンアニリド系の除草剤である。植物のフィトエンデサチユラーゼを阻害し、カロチノイドの生合成を阻害することにより葉緑素の分解を引き起こし、殺草効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	小麦／一年生雑草、大麦／畑地一年生雑草 等										
我が国の登録状況	小麦、大麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU においてかんきつ、核果類等に、オーストラリアにおいて大麦、大豆等に、ニュージーランドにおいて小麦及び大麦に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.23 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 23.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ジフルフェニカンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 26 年 12 月 5 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 12 月 18 日～平成 27 年 2 月 15 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 1 月 8 日～平成 27 年 2 月 6 日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.002				
小麦	0.1	0.1	○			
大麦	0.1	0.1	○			
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.05	0.05				
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.05	0.05				
そら豆	0.05	0.05				
らっかせい		0.002				
その他の豆類	0.05	0.05				
ばれいしょ		0.002				
さといも類(やつがしらを含む)		0.002				
かんしょ		0.002				
やまいも(長いもをいう)		0.002				
こんにゃくいも		0.002				
その他のいも類		0.002				
てんさい		0.002				
さとうきび		0.002				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.002				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.002				
かぶ類の根		0.002				
かぶ類の葉		0.002				
西洋わさび		0.002				
クレソン		0.002				
はくさい		0.002				
キャベツ		0.002				
芽キャベツ		0.002				
ケール		0.002				
こまつな		0.002				
きょうな		0.002				
チンゲンサイ		0.002				
カリフラワー		0.002				
ブロッコリー		0.002				
その他のあぶらな科野菜		0.002				
ごぼう		0.002				
サルシフィー		0.002				
アーティチョーク		0.002				
チコリ		0.002				
エンダイブ		0.002				
しゅんぎく		0.002				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)		0.002				
その他のさく科野菜		0.002				
たまねぎ		0.002				
ねぎ(リーキを含む)		0.002				
にんにく		0.002				
にら		0.002				
アスパラガス		0.002				
わけぎ		0.002				
その他のゆり科野菜		0.002				
にんじん		0.002				
パースニップ		0.002				
パセリ		0.002				
セロリ		0.002				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば		0.002				
その他のせり科野菜		0.002				
トマト		0.002				
ピーマン		0.002				
なす		0.002				
その他のなす科野菜		0.002				
きゅうり(ガーキンを含む)		0.002				
かぼちゃ(スカッシュを含む)		0.002				
しろうり		0.002				
すいか		0.002				
メロン類果実		0.002				
まくわうり		0.002				
その他のうり科野菜		0.002				
ほうれんそう		0.002				
たけのこ		0.002				
オクラ		0.002				
しょうが		0.002				
未成熟えんどう	0.05	0.05				
未成熟いんげん		0.002				
えだまめ		0.002				
マッシュルーム		0.002				
しいたけ		0.002				
その他のきのこ類		0.002				
その他の野菜		0.05				
みかん	0.02	0.02				
なつみかんの果実全体	0.02	0.02				
レモン	0.02	0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.02	0.02				
グレープフルーツ	0.02	0.02				
ライム	0.02	0.02				
その他のかんきつ類果実	0.02	0.02				
りんご	0.02	0.02				
日本なし	0.02	0.02				
西洋なし	0.02	0.02				
マルメロ	0.02	0.02				
びわ		0.002				
もも	0.02	0.02				
ネグタリン	0.02	0.02				
あんず(アブリコットを含む)	0.02	0.02				
すもも(プルーンを含む)	0.02	0.02				
うめ	0.02	0.02				
おうとう(チェリーを含む)	0.02	0.02				
いちご		0.002				
ラズベリー		0.002				
ブラックベリー		0.002				
ブルーベリー		0.002				
クランベリー		0.002				
ハックルベリー		0.002				
その他のベリー類果実		0.002				
ぶどう		0.002				
かき		0.002				
バナナ		0.002				
キウイ		0.002				
アボカド		0.002				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.002				
グアバ		0.002				
マンゴー		0.002				
パッションフルーツ		0.002				
なつめやし		0.002				
その他の果実	0.02	0.02				
ひまわりの種子		0.002				
ごまの種子		0.002				
べにばなの種子		0.002				
綿実		0.002				
なたね		0.002				
その他のオイルシード		0.002				
ぎんなん		0.002				
くり		0.002				
ペカン		0.002				
アーモンド		0.002				
くるみ		0.002				
その他のナッツ類		0.002				
茶		0.002				
コーヒー豆		0.002				
ホップ		0.002				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				

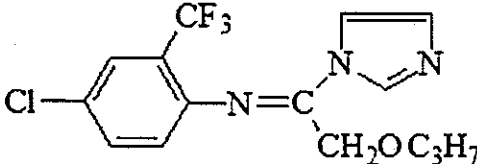
食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績 等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵		0.02				
その他の家さんの卵		0.02				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 ○: 既に、国内において農業登録のあるもの

ジフルフェニカン

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.1	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	0.1	
ライ麦	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	
大豆	0.05	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
小豆類 ^{注2)}	0.05	
えんどう	0.05	
そら豆	0.05	
その他の豆類 ^{注3)}	0.05	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
未成熟えんどう	0.05	
みかん	0.02	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.02	
レモン	0.02	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.02	
グレープフルーツ	0.02	
ライム	0.02	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.02	
りんご	0.02	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
日本なし	0.02	
西洋なし	0.02	
マルメロ	0.02	
もも	0.02	
ネクタリン	0.02	
あんず(アプリコットを含む。)	0.02	
すもも(プルーンを含む。)	0.02	
うめ	0.02	
おうとう(チェリーを含む。)	0.02	
その他の果実 ^{注5)}	0.02	

トリフルミゾール (Triflumizole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	イミダゾール系殺菌剤である。糸状菌細胞膜の構成成分であるエルゴステロール（脂質）の生合成を阻害し、結果として糸状菌細胞の膜構造を破壊することによって病原菌の生育を阻止するものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	麦類/斑葉病、なし/黒星病 等										
我が国の登録状況	麦類、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2014年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はおとう、ぶどう等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において野菜、りんご等に、カナダ、EU及びオーストラリアにおいてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量（ADI）0.015 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験（ラット・混餌）</p> <p>最小毒性量 4.6 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 300</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物にあつては、植物特有の代謝物FM-6-1が一部の農作物に親化合物より多く残留するためトリフルミゾール及びFM-6-1とし、畜産物にあつては、多種の代謝物が存在するため、トリフルミゾール及び塩基性条件下でFA-1-1に変換される代謝物とし、水産物にあつてはトリフルミゾールとする。また農産物にあつては、FM-6-1をトリフルミゾールに換算し、トリフルミゾールとFM-6-1の合計量を残留量とする。畜産物にあつてはトリフルミゾール及びその代謝物を塩基性条件下でFA-1-1に変換し、FA-1-1をトリフルミゾールに換算したものを残留量とする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1653 1417 1883"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>25.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	12.7	幼小児（1～6歳）	25.8	妊婦	11.0	高齢者（65歳以上）	14.4
	EDI/ADI (%)										
国民平均	12.7										
幼小児（1～6歳）	25.8										
妊婦	11.0										
高齢者（65歳以上）	14.4										
意見聴取の状況	<p>平成26年11月10日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成26年11月28日～平成27年1月27日WTO通報を実施</p> <p>平成27年1月8日～平成27年2月6日パブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05
小麦	0.7	1	○			0.29(#),0.23(#)
大麦	0.7	1	○			(小麦参照)
ライ麦	0.7	1	○			(小麦参照)
とうもろこし	0.5	1	○			<0.11(#),<0.11(#)
そば		1				
その他の穀類	0.7	1	○			(小麦参照)
大豆						
小豆類						
えんどう						
そら豆						
らっかせい						
その他の豆類						
ばれいしょ						
さといも類(やつがしらを含む)						
かんしょ						
やまいも(長いもをいう)						
こんにやくいも	1	1	○			0.05(#),0.34(#)(\$)
その他のいも類						
てんさい						
さとうきび						
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		1				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		1				
かぶ類の根		1				
かぶ類の葉		1				
西洋ワサビ		1				
クレソン		1				
はくさい		1				
キャベツ		1				
芽キャベツ		1				
ケール		1				
ごまつな		1				
きょうな		1				
チンゲンサイ		1				
カリフラワー		1				
ブロッコリー		1				
その他のあぶらな科野菜		1				
ごぼう	0.3	1	○			<0.10,<0.10
サルシフィー		1				
アーティチョーク		1				
チコリ		1				
エンダイブ		1				
しゅんぎく		1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)		1				
その他のきく科野菜	0.5	1	○			0.11,0.11(ふき)
たまねぎ	0.2	1	○			<0.05(#),<0.05(#)
ねぎ(リーキを含む)	0.5	1	○			<0.11,<0.11
にんにく	0.3	1	○			<0.09,<0.09
にら	3	5	○			1.12(\$),0.26
アスパラガス	0.5	1	○			<0.11,<0.11
わけぎ		1				
その他のゆり科野菜	2	5	○			0.80,0.22(食用ゆり)
にんじん	0.5	1	○			0.11,0.13

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パースニップ		1				
パセリ	1	1	○			0.39(\$),0.16
セロリ		1				
みつば		1				
その他のせり科野菜		1				
トマト	2	2	○			0.20,0.789(\$)
ピーマン	3	5	○			0.113,1.234(\$)
なす	1	1	○			0.32(\$),0.05
その他のなす科野菜	1	1	○			0.40(#),0.35(#)(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む)	0.7	1	○	0.5		0.10,0.28(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.5	1	○			0.12,0.12(ズッキーニ)
しろうり	0.3	1	○			<0.10,<0.10(とうがん)
すいか	0.2	2	○			<0.05,<0.05
メロン類果実	0.3	2	○			<0.10,<0.10
まくわうり		2				
その他のうり科野菜	1	1	○			0.40(\$),0.15(にがうり)
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ	0.5	1	○			0.19,0.15
しょうが	0.5	1	○			0.17,<0.09(薬しょうが)
未成熟えんどう	5	5	○			1.43,2.24
未成熟いんげん		1				
えだまめ		1				
マッシュルーム		1				
しいたけ		1				
その他のきのこ類		1				
その他の野菜		1				
みかん		2				
なつみかんの果実全体		2				
レモン		2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		2				
グレープフルーツ		2				
ライム		2				
その他のかんきつ類果実		2				
りんご	0.7	2	○			0.241(#),0.18(#)
日本なし	1	2	○			0.31(#),0.32(#)
西洋なし	1	2	○			(日本なし参照)
マルメロ	2	2	○			0.73(\$),0.22
びわ		2				
もも	0.7	2	○			0.295,0.184
ネクタリン		2				
あんず(アブリコットを含む)		2				
すもも(ブルーンを含む)	1	2	○			0.40,0.26
うめ	1	2	○			0.45(#)(\$),0.11(#)
おうとう(チェリーを含む)	3	3	○	4		
いちご	1	2	○			0.38(\$),0.14
ラズベリー		2				
ブラックベリー		2				
ブルーベリー		2				
クランベリー		2				
ハックルベリー		2				
その他のベリー類果実		2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	2	2	○	3		
かき	1	2	○			0.31(#),0.42(#)
バナナ		2				
キウイ		2				
パパイヤ	1	2		2		
アボカド		2				
パイナップル	2	2				
グアバ		2				
マンゴー	0.7	2	○			<0.3,<0.3
パッションフルーツ		2				
なつめやし		2				
その他の果実	0.7	2	○			0.30,0.27(あけび)
ひまわりの種子		2				
ごまの種子		2				
べにばなの種子		2				
綿実		2				
なたね		2				
その他のオイルシード		2				
ぎんなん		2				
くり		2				
ペカン		2				
アーモンド		2				
くるみ		2				
その他のナッツ類		2				
茶	15	15	○			9.72,3.46
コーヒー豆						
カカオ豆						
ホップ	8			30		[1.7(#), 3.5(#), 2.9(#), 1.4(#) (米国)]
その他のスパイス						
その他のハーブ	0.5		○			<0.11, <0.11(しそ)
牛の筋肉	0.03					【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.03					【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03					【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.03			0.03		【推:0.017】
豚の脂肪	0.03			0.03		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03			0.03		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1			0.1		【推:0.074】
豚の肝臓	0.1			0.1		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1			0.1		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.1			0.1		【推:0.069】
豚の腎臓	0.1			0.1		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1			0.1		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.1			0.1		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.1			0.1		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1			0.1		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.02			0.02		【推:0.003】
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分		0.1				
鶏の卵 その他の家さんの卵		0.1				
魚介類	0.3		申			推:0.235

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

*おうとう、ぶどう、パパイヤについては、規制対象の差を勘案するためにおうとう及びパパイヤについては係数0.66を、ぶどうについては係数0.72を国際基準に適用して基準値を設定した。

トリフルミゾール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.7
大麦	0.7
ライ麦	0.7
とうもろこし	0.5
その他の穀類 ^{注1)}	0.7
こんにゃくいも	1
ごぼう	0.3
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.3
にら	3
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	2
にんじん	0.5
パセリ	1
トマト	2
ピーマン	3
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろりり	0.3
すいか	0.2
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1
オクラ	0.5
しょうが	0.5
未成熟えんどう	5
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	2
もも	0.7
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	1
ぶどう	2
かき	1
パイナップル	1
マンゴー	2
	0.7

※今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及びFM-6-1【(E)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)- α -トルイジン】とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下でFA-1-1【4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ- α -トルイジン】に変換される代謝物とし、水産物にあつてはトリフルミゾールとする。また農産物にあつては、FM-6-1をトリフルミゾールに換算し、トリフルミゾールとFM-6-1の合計量を残留量とする。畜産物にあつてはトリフルミゾール及びその代謝物を塩基性条件下でFA-1-1に変換し、FA-1-1をトリフルミゾールに換算したものを残留量とする。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

トリフルミゾール

食品名	残留基準値 ppm	
その他の果実 ^{注6)}	0.7	注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ
茶 ホップ	15 8	類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、び
その他のハーブ ^{注7)}	0.5	わ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうと
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.03 0.03 0.03	う、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、 パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マン ゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイ ス以外のものをいう。
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03 0.03 0.03	注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソ ン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及び セロリの葉以外のものをいう。
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、 陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外 のものをいう。
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	注9)「食用部分」とは、食用に供される部分のう ち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をい う。
牛の食用部分 ^{注9)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	
乳	0.02	
魚介類	0.3	

ピラゾスルフロンエチル (Pyrazosulfuron-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。アセトラクテート合成酵素 (ALS) の活性を阻害することにより、分岐鎖アミノ酸のロイシン、イソロイシン及びバリンの生合成を阻害することで殺草活性を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年生雑草、直播水稻／水田一年生雑草 等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピラゾスルフロンエチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.5	幼小児 (1~6 歳)	2.6	妊婦	0.9	高齢者 (65 歳以上)	1.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.5										
幼小児 (1~6 歳)	2.6										
妊婦	0.9										
高齢者 (65 歳以上)	1.6										
意見聴取の状況	平成 26 年 12 月 5 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 12 月 18 日～平成 27 年 2 月 15 日 WTO 通報を実施 平成 27 年 1 月 8 日～平成 27 年 2 月 6 日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ピラゾスルフロンエチル

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

答申(案)

(別紙2)

ピラゾスルフロンエチル

食品名	残留基準値
米(玄米をいう。)	ppm 0.05

フルアジナム (Fluazinam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ピリジナミン系殺菌剤である。植物病原菌の呼吸系における酸化のリン酸化の脱共役作用により、殺菌効果を発揮すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/そうか病、りんご/斑点落葉病 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、りんご等に、カナダにおいてばれいしょ、にんじん等に、EUにおいてぶどう、りんご等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルアジナムとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>51.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>23.6</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI (%)	国民平均	20.6	幼小児 (1~6 歳)	51.6	妊婦	20.8	高齢者 (65 歳以上)	23.6
	EDI/ADI (%)										
国民平均	20.6										
幼小児 (1~6 歳)	51.6										
妊婦	20.8										
高齢者 (65 歳以上)	23.6										
意見聴取の状況	平成 26 年 12 月 5 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 12 月 18 日~平成 27 年 2 月 15 日 WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.1	0.1	○			
小豆類	0.1	0.1	○			0.02,0.01(あずき)
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ	0.1	0.1	○			0.02,<0.01
さといも類(やつがしらを含む)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(やまのいも)
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい	0.5	0.5	○			0.15,0.14
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.1	0.1	○			0.02,<0.01(つまみ菜)
かぶ類の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かぶ類の葉	0.1	0.1	○			
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.1				
はくさい	0.1	0.1	○			
キャベツ	0.1	0.1	○			
芽キャベツ	0.1	0.1	○			
ケール		0.1				
こまつな	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
きょうな	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(みずな)
チンゲンサイ	0.1	0.1	○			
カリフラワー	0.1	0.1	○			
ブロッコリー	0.1	0.1	○			0.02,<0.01
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1	○			
ごぼう	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	0.1	0.1	○			
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ	0.1	0.1	○			
ねぎ(リーキを含む)	0.1	0.1	○			
にんにく		0.1				
にら	0.1	0.1	○			
アスパラガス	0.1	0.1	○			
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜	2	0.1	○・申			0.76,0.34(食用ゆり)
にんじん	0.3	0.05	○・申			0.1(#),0.06(#)
パースニップ		0.05				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				
その他のせり科野菜		0.1				
ピーマン		0.3				
その他のなす科野菜	0.3		IT	0.3	韓国	【0.21,0.12(とうがらし)(韓国)】
すいか		0.5				
メロン類果実		0.5				
まくわうり		0.5				
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しょうが		0.05				
その他の野菜	5	0.1	○・申			0.40(#),2.18(#)(\$(むかご)
みかん	0.5	0.5	○			0.11(#)(\$),0.08(#)
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.34,1.71
レモン	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			
日本なし	0.5	0.5	○			
西洋なし	0.5	0.5	○			
マルメロ		0.5				
びわ	0.5	0.5	○			
もも	0.5	0.5	○			
ネクタリン	0.05	0.5	○			<0.01,<0.01
あんず(アプリコットを含む)	0.05	0.5	○			(すもも参照)
すもも(プルーンを含む)	0.05	0.5	○			0.01,<0.01(すもも)
うめ	0.5	0.5	○			
おうとう(チェリーを含む)	0.5	0.5	○			
いちご	0.05	0.5	○			<0.01,<0.01
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー	0.1	0.5	○			<0.02,<0.02
クランベリー		0.5				
ハuckleベリー		0.5				
その他のベリー類果実		0.5				
ぶどう	0.5	0.5	○			
かき	0.5	0.5	○			
バナナ		0.5				
キウイ	0.5	0.5	○			
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル	0.5	0.5	○			
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.5				
その他の果実	0.05	0.5	○			<0.01,0.01(いちじく)
茶	5	5	○			2.74,0.76(荒茶)
その他のスパイス	10	5	○			3.28(#),3.12(#)(みかん果皮)
その他のハーブ		0.1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フルアジナム

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.1	
小豆類 ^{注1)}	0.1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
らっかせい	0.05	
ばれいしょ	0.1	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	
てんさい	0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1	
かぶ類の根	0.05	
かぶ類の葉	0.1	
はくさい	0.1	
キャベツ	0.1	
芽キャベツ	0.1	
こまつな	0.05	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
きょうな	0.05	
チンゲンサイ	0.1	
カリフラワー	0.1	
ブロッコリー	0.1	
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.1	
ごぼう	0.05	
レタス(サラダ菜及びちじゃを含む。)	0.1	
たまねぎ	0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にら	0.1	
アスパラガス	0.1	
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	2	
にんじん	0.3	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.3	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注5)}	5	注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.5	注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	5	
レモン	5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	5	
りんご	0.5	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
びわ	0.5	
もも	0.5	
ネクタリン	0.05	
あんず(アプレコットを含む。)	0.05	
すもも(プルーンを含む。)	0.05	
うめ	0.5	

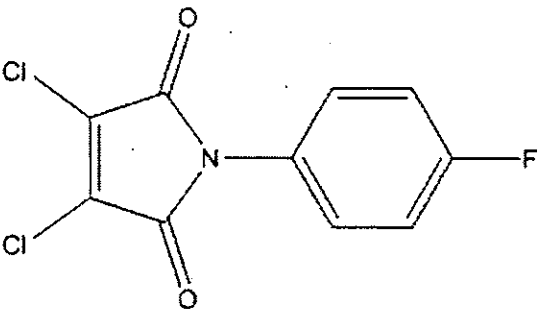
フルアジナム

食品名	残留基準値
	ppm
おうとう(チェリーを含む。)	0.5
いちご	0.05
ブルーベリー	0.1
ぶどう	0.5
かき	0.5
キウイ	0.5
パイナップル	0.5
その他の果実 ^{注7)}	0.05
茶	5
その他のスパイス ^{注8)}	10

注7)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルオルイミド (Fluoroimide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	マレイミド骨格を有する殺菌剤である。胞子発芽時に働く酵素などのSH基と反応して、胞子発芽を阻害することにより殺菌効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かき/落葉病、りんご/黒星病等										
我が国の登録状況	かき、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.092 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 9.28 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルオルイミドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1579 1444 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	10.3	幼小児 (1~6歳)	23.3	妊婦	6.3	高齢者 (65歳以上)	14.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	10.3										
幼小児 (1~6歳)	23.3										
妊婦	6.3										
高齢者 (65歳以上)	14.4										
意見聴取の状況	平成27年1月9日に在京大使館への説明を実施 今後、WTO 通報及びパブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.04				
小麦		0.04				
大麦		0.04				
ライ麦		0.04				
とうもろこし		0.04				
そば		0.04				
その他の穀類		0.04				
大豆		0.04				
小豆類		0.04				
えんどう		0.04				
そら豆		0.04				
らっかせい		0.04				
その他の豆類		0.04				
ばれいしょ		0.5				
さといも類(やつがしらを含む)		0.5				
かんしょ		0.5				
やまいも(長いもをいう)		0.5				
こんにやくいも		0.5				
その他のいも類		0.5				
てんさい		0.04				
さとうきび		0.04				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.04				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.04				
かぶ類の根		0.04				
かぶ類の葉		0.04				
西洋わさび		0.04				
クレソン		0.04				
はくさい		0.04				
キャベツ		0.04				
芽キャベツ		0.04				
ケール		0.04				
ごまつな		0.04				
きょうな		0.04				
チンゲンサイ		0.04				
カリフラワー		0.04				
ブロッコリー		0.04				
その他のあぶらな科野菜		0.04				
ごぼう		0.04				
サルシフィー		0.04				
アーティチョーク		0.04				
チコリ		0.04				
エンダイブ		0.04				
しゅんぎく		0.04				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)		0.04				
その他のきく科野菜		0.04				
たまねぎ		1				
ねぎ(リーキを含む)		0.04				
にんにく		1				
にら		0.04				
アスパラガス		0.04				
わけぎ		0.04				
その他のゆり科野菜		0.04				
にんじん		0.04				
パースニップ		0.04				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現 行 ppm	登 録 有 無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パセリ		0.04				
セロリ		0.04				
みつば		0.04				
その他のせり科野菜		0.04				
トマト		0.04				
ピーマン		0.04				
なす		0.04				
その他のなす科野菜		0.04				
きゅうり(ガーキンを含む)		0.04				
かぼちゃ(スカッシュを含む)		0.04				
しろうり		0.04				
すいか		0.04				
メロン類果実		0.04				
まくわうり		0.04				
その他のうり科野菜		0.04				
ほうれんそう		0.04				
たけのこ		0.04				
オクラ		0.04				
しょうが		0.04				
未成熟えんどう		0.04				
未成熟いんげん		0.04				
えだまめ		0.04				
マッシュルーム		0.04				
しいたけ		0.04				
その他のきのこ類		0.04				
その他の野菜		0.04				
みかん		5				
なつみかんの果実全体		0.04				
レモン		0.04				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.04				
グレープフルーツ		0.04				
ライム		0.04				
その他のかんきつ類果実		0.04				
りんご	10	5	○申			1.88, 3.82(\$)
日本なし		5				
西洋なし	3	5	○			1.13, 0.90(日本なし)
マルメロ		5				
びわ		0.04				
もも		0.04				
ネクタリン		5				
あんず(アプレコットを含む)		0.04				
すもも(プルーンを含む)		0.04				
うめ		0.04				
おうとう(チェリーを含む)		0.04				
いちご		0.04				
ラズベリー		0.04				
ブラックベリー		0.04				
ブルーベリー		0.04				
クランベリー		0.04				
ハuckleベリー		0.04				
その他のベリー類果実		0.04				
ぶどう		0.04				
かき	5	5	○			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.5				
キウイ		0.04				
パイナップル		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.04				
その他の果実		0.04				
ひまわりの種子		0.04				
ごまの種子		0.04				
べにばなの種子		0.04				
綿実		0.04				
なたね		0.04				
その他のオイルシード		0.04				
ぎんなん		0.04				
くり		0.04				
ペカン		0.04				
アーモンド		0.04				
くるみ		0.04				
その他のナッツ類		0.04				
茶	35	35	○			
コーヒー豆		0.04				
カカオ豆		0.04				
ホップ		0.04				
その他のスパイス		0.5				
その他のハーブ		0.04				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
 ○: 既に、国内において農薬登録のあるもの
 申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

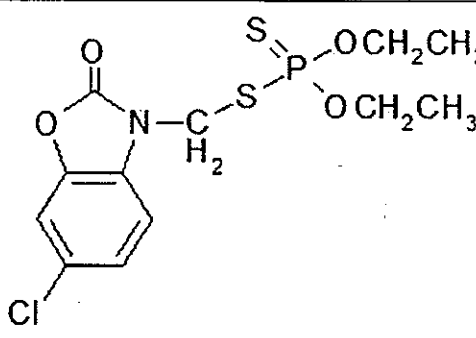
答申(案)

(別紙2)

フルオロイミド

食品名	残留基準値 ppm
りんご	10
西洋なし	3
かき	5
茶	35

ホサロン (Phosalone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系の殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを阻害することで、殺虫効果を発現すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	なし/ハダニ類、きゅうり/アブラムシ類 等										
我が国の登録状況	なし、きゅうり等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1997年 に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はりんご、ナッツ類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、もも等に、カナダにおいてりんご、柑橘類果実等に、EU においてアーモンド、核果類果実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.002 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ホサロンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="574 1568 1436 1814"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>18.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	15.3	幼小児 (1~6 歳)	25.4	妊婦	11.3	高齢者 (65 歳以上)	18.6
	EDI/ADI (%)										
国民平均	15.3										
幼小児 (1~6 歳)	25.4										
妊婦	11.3										
高齢者 (65 歳以上)	18.6										
意見聴取の状況	<p>平成 26 年 12 月 5 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 26 年 12 月 18 日~平成 27 年 2 月 15 日 WTO 通報を実施</p> <p>平成 27 年 1 月 8 日~平成 27 年 2 月 6 日パブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
えんどう		1				
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01
てんさい		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう サルンフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜		0.5				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.5				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜		0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろりり すいか メロン類果実 まくわりり その他のうり科野菜	2 0.1 0.05	0.5 0.5 0.5 0.1 1 1 0.5	○・申 ○ ○			0.41, 0.79 <0.01, <0.01

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.5				
未成熟いんげん		0.5				
えだまめ		0.5				
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜		0.5				
みかん		1				
なつみかんの果実全体		1				
レモン		1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1				
グレープフルーツ		1				
ライム		1				
その他のかんきつ類果実		1				
りんご		2		5		
日本なし	0.7	2	○	2		0.286(\$), 0.106 (日本なし参照)
西洋なし	0.7	2	○	2		
マルメロ	2	2		2		
びわ		2				
もも		2		2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(ブルーベリーを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2		2		
いちご		1				
ラズベリー		1				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ハuckleベリー		1				
その他のベリー類果実		1				
ぶどう		1				
かき		1				
バナナ		1				
キウイ		1				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		1				
その他の果実		1				
ひまわりの種子		1				
ごまの種子		1				
べにばなの種子		1				
綿実		1				
なたね		1				
その他のオイルシード		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		1				
くり		1				
ペカン		1				
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
茶	15	2	申			9.00,9.44(\$)(荒茶)
その他のスパイス(種子、果実、根及び 根茎を除く。)		1				
その他のハーブ		0.5				
乾燥させたその他のスパイス(果実に 限る。)	2	2		2		
乾燥させたその他のスパイス(種子に 限る。)	2	2		2		
乾燥させたその他のスパイス(根又は 根茎に限る。)	3	3		3		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案)

(別紙2)

ホサロン

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
すいか	0.1
メロン類果実	0.05
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	2
ネクタリン	2
あんず(アプレットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
アーモンド	0.1
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注)}	0.05
茶	15
乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)	2
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	2
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	3

注)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ジクラズリル (Diclazuril)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤										
作用機構	ベンゼンアセトニトリルの誘導体で、抗コクシジウム剤である。ジクラズリルの作用機序は正確には知られていないが、コクシジウム類の無性又は有性生殖期に作用してオーシストの排出を阻止し、生活環を妨害すると考えられている。										
我が国の承認状況	国内では承認されていない。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されており、ADI が設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて基準値が設定されている。EU においては基準値の設定は不要と評価されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 25 日間 慢性毒性／発がん性併合試験 (マウス・混餌)</p> <p>無毒性量 3 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ジクラズリルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	2.6	幼小児 (1~6 歳)	5.8	妊婦	2.9	高齢者 (65 歳以上)	1.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	2.6										
幼小児 (1~6 歳)	5.8										
妊婦	2.9										
高齢者 (65 歳以上)	1.9										
意見聴取の状況	平成 26 年 11 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 1 月 8 日～平成 27 年 2 月 6 日パブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	国際基 準 ppm	米国 ppm
牛の筋肉	0.05			
羊の筋肉		0.5	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(羊を除く。)		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5		0.5	
牛の脂肪	1			
羊の脂肪		1.0	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪(羊を除く。)		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1		1	
牛の肝臓	0.2			
羊の肝臓		3.0	3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓(羊を除く。)		3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	3		3	
牛の腎臓	0.2			
羊の腎臓		2.0	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓(羊を除く。)		2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2		2	
牛の食用部分	0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	2		
鶏の筋肉	0.5	0.5	0.5	0.5
あひるの筋肉		0.5	0.5	
七面鳥の筋肉		0.5	0.5	0.5
その他の家きんの筋肉(あひる及び七面鳥を除く。)		0.5		
その他の家きんの筋肉	0.5		0.5	
鶏の脂肪	1	1.0	1	1
あひるの脂肪		1.0	1	
七面鳥の脂肪		1.0	1	1
その他の家きんの脂肪(あひる及び七面鳥を除く。)		1		
その他の家きんの脂肪	1		1	
鶏の肝臓	3	3.0	3	3
あひるの肝臓		3.0	3	
七面鳥の肝臓		3.0	3	3
その他の家きんの肝臓(あひる及び七面鳥を除く。)		3		
その他の家きんの肝臓	3		3	
鶏の腎臓	2	2.0	2	
あひるの腎臓		2.0	2	
七面鳥の腎臓		2.0	2	
その他の家きんの腎臓(あひる及び七面鳥を除く。)		2		
その他の家きんの腎臓	2		2	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	国際基 準 ppm	米国 ppm
鶏の食用部分	3	1		
その他の家きんの食用部分	3	2		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値
(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

ジクラズリル

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	3
牛の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3
鶏の筋肉	0.5
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.5
鶏の脂肪	1
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	3
その他の家きんの肝臓	3
鶏の腎臓	2
その他の家きんの腎臓	2
鶏の食用部分	3
その他の家きんの食用部分	3

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。